

上 沼 田 町 会

防犯まちづくりニュース



みんなで取り組む 7つの活動

できることから
はじめましょう



町会有志にて日常行える

防犯活動＝「防犯まちづくり憲章」

をまとめました！

●全文は裏面をご覧ください。

1

各家庭の水やりや帰宅の途中に
「ながら見守り」をしよう



日常生活の中で、地域を見守る
目を増やしましょう

2

暗い場所を把握し、光や音によ
り人の気配を出そう

暗い場所を把握し、光や音で人の気配を感じさせ、
犯罪を未然に防ぐ環境づくりを目指しましょう



3

防犯灯の更新に努めよう



防犯灯の更新を進め、夜も安心して歩ける、まちにしま
しょう

4

催しなどによる交流や「顔見知り
づくり」をしよう



イベントなどに参加して、
地域に「顔見知り」を増や
しましょう

5

グッズを作ってパト
ロールに努めよう



おそろいのグッズを身に付けて、
防犯活動をPRしましょう

6

掲示板などの情報
発信を工夫しよう



防犯に関わる情報共有のため、
発信方法を工夫しましょう

7

近隣町会・自治会と
の情報共有を図ろう



近隣町会・自治会と情報共有がで
きる関係をつくりましょう

防犯まちづくり推進地区認定の流れ

令和5年2月
憲章づくりワークショップ

▷現在
はこ
こ

防犯まちづくり憲章
完成

防犯まちづくり推進地区
令和5年4月1日認定（予定）

防犯アドバイザーの協力を受け、町会で取り組める防犯活動を憲章として、7つの活動をまとめました。



上沼田町会 防犯まちづくり憲章

上沼田町会では、みんなが住みたくなる安心・安全なまちをめざしてこの憲章を定めます。

- 1 各家庭の水やりや帰宅の途中に「ながら見守り」をします。
- 2 暗い場所を把握し、光や音により人の気配を出します。
- 3 防犯灯の更新に努めます。
- 4 催しなどによる交流や「顔見知りづくり」をします。
- 5 町会グッズを作ってパトロールに努めます。
- 6 掲示板などによる情報発信を工夫します。
- 7 近隣町会・自治会との情報共有を図ります。

今後、この憲章をふまえ、上沼田町会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定する予定です。認定後は、ステッカーを貼っていただき、防犯の「見える化」へのご協力をお願い申し上げます。

▼認定ステッカー



■問い合わせ先
足立区危機管理部危機管理課
防犯まちづくり係（区役所南館7階）
電話 03-3880-5435